

令和6年涌谷町議会定例会9月会議（第1日）

令和6年9月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 再 開
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会議日程の決定
1. 諸般の報告
1. 議員派遣の事後報告
1. 議員派遣の結果報告
1. 委員派遣の結果報告
1. 行政報告
1. 一般質問
1. 同意第 4号 涌谷町固定資産評価委員会委員の選任について
1. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
1. 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
1. 報告第13号 令和5年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について
1. 報告第14号 放棄した債権の報告について
1. 散会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課参事兼課長兼 デジタル行政推進室長	高橋 貢 君	企画財政課長 企参事兼課長	大崎 俊一 君
税 務 課 長	木村 治 君	町民生活課長 参事兼課長	今野 優子 君
福祉課参事兼課長	鈴木 久美子 君	福 祉 課 長 子育て支援室長	佐藤 明美 君
健 康 課 参 事	木村 智香子 君	健 康 課 長	徳山 裕行 君
総 務 管 理 課 参事兼課長	紺野 哲 君	産 業 振 興 課 長	三浦 靖幸 君
建設課参事兼課長	熱海 潤 君	上 下 水 道 課 長	岩 渕 明 君
会計管理者兼会計課長	久道 正恵 君	農 業 委 員 会 会 長	日野 善勝 君
農業委員会事務局長	荒木 達也 君	教 育 委 員 会 教 育 長	柴 有 司 君
教育総務課長兼 給食センター所長	内藤 亮 君	生 涯 学 習 課 長	阿 部 雅 裕 君
代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 邊 千 春	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------	---------	---------	---------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

定例会9月会議出席、この暑い中、大変ご苦勞さまでございます。

議員各位におかれましては、議会が町民の代表機関であることを自覚し、会議中は簡潔明瞭な発言で、慎重な審議をしていただきますようお願い申し上げます。

----- ◇ -----

◎再開の宣告

○議長（大泉 治君） 本日9月12日は休会の日ですが、議事の都合により、令和6年涌谷町議会定例会を再開し、9月会議を開会いたします。

----- ◇ -----

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

----- ◇ -----

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりです。

日程に入ります。

----- ◇ -----

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において、9番伊藤雅一君、10番杉浦謙一君を指名いたします。

----- ◇ -----

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。9月会議の日程につきましては、本日12日から19日までの8日間とし、12日、13日は本会

議、13日本会議終了後18日まで休会とし、この間、13日、17日、18日は決算審査特別委員会をお願いし、18日決算審査特別委員会終了後、本会議を再開、19日に散会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の日程は、本日12日から19日までの8日間と決しました。

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告の内容は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございますので、ご了承願います。

議員の派遣を議長において、別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

ここで、議員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

7月18日開催の町村議会議員講座に派遣されました議員を代表いたしまして、一條裕太郎君をお願いいたします。一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 7月18日に行われました町村議会議員の研修会のご報告をさせていただきます。

まず、講師といたしましては、法政大学大学院教授の白鳥 浩氏でございました。

内容から申し上げます。内容は、今後の町村議会議員の在り方についてです。

（1）無投票当選の課題（2）無投票当選のメリット（3）議員報酬の問題（4）議員報酬を上げる試み（5）女性候補者を発掘する試み（6）議員になる上でのリスクでございます。

こちらのほうをお目通りいただければと思います。

4番所感といたしましては、今回の講座において、報酬問題がとて大きく取り上げられておりましたが、私自身は、一概に報酬を上げることばかりを問題視する必要があるとは到底思えませんでした。世代を問わず、報酬が増額されたから議員に立候補するという意識ではなく、それ以上に、自分が住む地域課題を政策へとつなげ、よりよい町にしたいという思いが先行すべきであると思います。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

以上で議員の派遣の結果報告は終わりました。

ここで、委員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

6月9日開催の議会懇談会に派遣されました議員を代表いたしまして、議会広報広聴常任委員会委員長佐々木敏雄君をお願いいたします。佐々木敏雄君。

○議会広報広聴常任委員会委員長（佐々木敏雄君） 委員は県結果報告を行います。

派遣期日は、令和6年6月9日、件名、議会懇談会、派遣の内容、派遣場所は5の2区自治会ほか町内5か所であります。

細目、テーマとして、人口減少に歯止めをかけるために。参加人数は62名でございました。

次のページをお開きいただきたいと思います。

次のページからその議会懇談会の結果報告書を添付してございます。

1ページに1として参加状況、2といたしまして、担当班の構成、3といたしまして、意見等の件数でございます。4といたしましては、記載した一覧については、5に意見等の一覧がございますが、議会に対しては12

件、それから、執行部に対しては39件、合わせて51件の意見等の一覧を載せてございます。

議会に対するものについては、真摯に受け止め、議会としての役割を果たすよう、これから努めてまいりたいと考えてございます。

また、執行部に対する意見等につきましては、ただいま回答をお願いしている段階でございますので、よろしくご回答のほうをお願いしたいと思います。

それで、ここに掲載しているのは、全部で51件ですが、残りの分といたしましては、各班で責任者が報告すべき件をまとめて報告するということになっております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で委員派遣の結果報告は終わりました。



◎行政報告

○議長（大泉 治君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

どうぞ本定例会におきましてもいつもと変わらぬ皆様からのご理解、ご支援等々をお願い申し上げます。

それでは、3点ほどございましたが、行政報告を行わせていただきます。

まず初めでございますけれども、涌谷町財政再建計画の進捗状況についてご報告いたします。

涌谷町財政再建計画につきましては、平成31年1月30日に発令しました財政非常事態宣言を受けて、同年の令和元年9月に策定いたし、令和元年度から令和5年度までの期間の計画でありました。このたび令和5年度の実績が整いましたことから、報告をいたすものでございます。

令和5年度の効果額を3億6,924万3,000円で計画しておりましたが、実績では8,388万5,000円となりましたことから、差引き令和5年度におきましては、2億8,535万8,000円ほど計画値に届きませんでした。

昨年11月1日をもって財政非常事態は解除いたし、財政再建計画期間も満了いたしました。引き続き歳入に見合った歳出予算の編成に努め、財政基盤の確立を図ってまいりますことを申し添えまして、行政報告とさせていただきます。

続きまして、工事請負契約の締結について、2件ご報告申し上げます。

2件とも地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。

1件目の契約は、令和6年度八雲住宅1号棟外壁改修工事で、条件付一般競争入札を行い、大崎市田尻沼部字新富岡57番地の1、株式会社藤山工務店と3,993万円と令和6年8月9日に締結いたしましたものでございます。

2件目の契約は、令和6年度笹岳中央地区処理施設改築更新工事で、条件付一般競争入札を行い、仙台市青葉

区葉山町1番地26号、萱場工業株式会社と3,498万円で令和6年9月10日に締結いたしましたものでございます。

以上、3件の報告をさせていただきます。

○議長（大泉 治君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時49分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

以上で行政報告は終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

◇

◎一般質問

○議長（大泉 治君） 日程第4、一般質問。

かねて通告のございました一般質問をこれより許可いたします。

通告されました議員に申し上げます。質問は、通告内容に従い、通告外の質問は行わないようにご注意願います。

それでは、2番二上光子君、一般質問席へ登壇願います。

〔2番 二上光子君登壇〕

○2番（二上光子君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

初めに、高齢者に寄り添った共生社会についてと題しまして、1、新しい認知症観の理解を深める取組について、2、認知症ケア技法であるユマニチュードの普及について、3、軟骨伝導イヤホン活用で窓口のコミュニケーションを円滑にの3点について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 質問内容。

○2番（二上光子君） いいですか。

今月は、認知症についての関心と理解を深める認知症月間です。本年1月に認知症基本法が施行されました。国の基本計画が秋頃に示され、有識者会議には当事者や家族の声を反映した計画が進められています。

基本計画の中に認知症になったら何もできなくなるという誤解や偏見を払拭し、認知症になってからも一人一人できること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら自分らしく暮らし続けることができるという、新しい認知症観の考え方です。

自治体の実情に応じた施策推進計画が努力義務とされております。当局では、包括的な支援体制が整えられており、専門的な支援主導により、古い認知症観から新しい認知症観へ変換を展開されていることと思っております。この新しい認知症観に基づいた認知症サポーター養成講座の展開や啓発資料の作成、配布など、各種団体や地域と連携し、当事者や家族が安心できる共生社会のためにあらゆる世代へ広く浸透されることが求められます。

見解をお聴かせいただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 大変申し訳ありません。先ほど通告いたしておりました1、2、3、それ全部質問お願ひしたいと思います。

○2番（二上光子君） 2の認知症ケア技法であるユマニチュードの普及については、認知症の方に接する際に、人格や行動が変化していきますので、当事者や家族が一番不安に駆られます。そのため、穏やかだった方が暴言を吐いたりしますので、家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。

認知症に対する正しい理解と接し方で暴言や介護拒否等の行動心理症状を抑える効果的な技法がございます。あなたを大切に思っているという気持ちを相手が理解できるように表現する認知症ケア技法がユマニチュードといいます。介護の現場では、一生懸命ケアしても介護拒否や声を荒げた暴言を受けたりすることが多く見られ、ストレスによる介護離職や欠勤などにつながったりします。

ケア技法にチームで取り組んだ施設では、離職や欠勤も半減し、向精神薬の使用量は9割減らしたとの報告がありました。当事者の尊厳を守り、生活環境を整えることが重要です。

この認知症の方と良好な関係を築いて、介護者の負担軽減につながるユマニチュードが正しく実践され、普及活動で生活環境を整えることが求められます。

3点目に、2004年に奈良県立医科大学の細井学長が軟骨伝導を発見され、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導で軽く当てるだけで利用できるため、頭蓋骨を振動させて音を伝える骨伝導と比べて、装着時の痛みが少なく済みます。また、イヤホンは球状で凹凸がなく、手入れがしやすく衛生的で、集音器とセットになっていて、雑音を取り除き、小さな声もはっきりと聞き取ることができます。大声で話すことなく、プライバシーの保護にもつながり、個人情報等に配慮でき、安心して窓口対応ができるようになります。

県内でも互理町、富谷市など、自治体窓口を導入され、大河原町、大和町で決定されております。

全国的に広がる、この軟骨伝導イヤホンを窓口で、老眼鏡のように気軽に使っていただき、思いやりの対応で円滑な、より優しい窓口へ取り組むべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願ひます。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 改めましておはようございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今回の質問としまして、様々な言葉、あるいはそれに伴った行政の動きというものを聴くことができましたことを質問者に感謝申し上げます。

2番二上光子議員の一般質問にお答え申し上げます。

質問要旨1点目の新しい認知症観の理解を深める取組についてのご質問でございますが、新しい認知症観は、今年1月に施行されました認知症に関する初の法律、認知症基本法に基づいて策定されました認知症施策推進基本計画（案）で打ち出され、認知症本人の視点に立って取り組むことが明確に示されたと認識しております。

国の基本計画（案）の新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること、やりたいことが住み慣れた地域で仲間とつながりながら役割を果たし、自分らしく暮らしたいという希望があることなど、認知症の人が基本的な人権を有する個人として、認知症とともに希望を持って生きるという考え方であり、政府は、今年秋頃に基本計画を閣議決定すると聞いております。

現在、当町におきましては、新オレンジプランで掲げられている予防と共生を両輪とした認知症施策を推進しております。

国の施策に基づき、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家など、誰でも気軽に集える場所としての認知症カフェの開催や、認知症サポーターの養成講座の実施、認知症に対する正しい理解を促進するための認知症早期発見啓発事業などを展開しているところでございます。

新しい認知症観は、認知症の人を支える対象とするのではなく、共に支え合って生きようとするのが重要な視点でありまして、ケアサポート活動への支援や本人ミーティングなど、一層推進し、新しい認知症観の理解を深める取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目の認知症ケア技法であるユマニチュードの普及についてのご質問でございますが、ユマニチュードとは、見る、話す、触れる、立つの四つを柱として、あなたは私にとって大切な存在ですと伝えるための技術であり、ケアする人とケアを受ける人とがよい関係を築くことをケアの目的とする考え方であり、この考え方は介護に関わる方の共感をえられるものと思われまます。

認知症のケアの基本については、ユマニチュードのほかにも幾つかございますが、そのいずれもご本人を尊重するという基本的な考え方においては共通しています。

高齢者だけでなく、障害者や難病を抱える人などへの介護コミュニケーションスキルとして、専門職だけでなく、介護教室等の場面などでユマニチュードの普及に努めていきたいと思っております。

3点目の軟骨伝導イヤホン活用で、窓口のコミュニケーションを円滑にとのご質問でございますが、窓口対応につきましては、耳が聞えにくい高齢者など、難聴と思われる方には表情を確認しながら、分かりやすい言葉でゆっくりと耳元で話しかける相手方の状況によっては、筆談を交えて説明するなど、円滑なコミュニケーションに努めております。

また、大きい声での会話は、個人情報などが周囲に漏れ、聞こえてしまうリスクがあるため、個室へご案内し対応するなどの配慮をいたしているところでございます。

ご提案をいただきました軟骨伝導イヤホンは、従来の骨伝導とは異なり、耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝えるイヤホンで、集音器と合わせて利用することで、音声は明瞭に聞こえるとされております。

また、近年その有効性が広く認識され、一部の自治体や金融機関等で導入されていることは報道等により承知しております。

軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、窓口設置を行っているほかの自治体の利用効果などを検証の上、利便性等の情報を収集する中で検討してまいりたいと思っております。

なお、答弁作成に当たりまして、私もこのイヤホンを試着してみましたけれども、非常に音が大きく耳に聞こえるということで、簡単装置ですごいなということでびっくりしましたけれども、行政区長さんの中には、やはり聞こえない方が多く、自分でそれを買って、コミュニケーションを図っているということも、この質問を通して分かりましたので、この件については、できるだけ検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 今町長よりお話がございました。新しい認知症観につきましては、認知症サポーター養成講座といったものは、多分しばらく前より展開をされていることだと思いますので、新しい認知症観に基づいた認知症サポーター養成講座の展開をぜひ検討していただきたいと思います。

あとまた、2点目の先ほど町長よりお話がありましたユマニチュードといった四つの基本技術ですね。本当に相手に寄り添った支援技法ということで、詳しく見る、話す、触れる、立つといった、この四つの技法なんですけれども、見るは、本当に相手に思い切って近づいて、同じ視線の高さで正面から見詰める、こちらを見ていただく。こっちも見る。

話すというところでは、低めのトーンで穏やかにゆっくりと語りかける。話せない方もいらっしゃいますので、こちらの動きを実況しながら、相手の反応を見ながら行くと。

触れるというところでは、本当に急につかんだりしないで、手で支えるという、安心感を与えるような基本技術になります。

立つというところでは、1日に合計20分間立つことができれば、寝たきり予防にもつながるといった事例がございます。

2016年から取り組む福岡市の状況をお伝えさせていただきます。家族介護者や病院介護施設の職員を対象とした実証実験を実施した結果、暴言とか徘徊とか、行動心理症状と言われるものなんです、これが軽減され、介護者の負担感も低下をしたそうです。

2018年には町ぐるみの対策として、このユマニチュードの講座を展開されまして、講座を受けた方々からもっと早く知っていればよかったという声が続々とあり、継続的に実施をされているそうです。

対象は、家族介護者や児童生徒のほか、職員、救急隊員など、多岐に広がりを見せておりまして、今年から推進部が設置をされたそうです。

地域社会におきまして、この介護する側、される側、町長もお話ししておりましたが、認知症に限らず、障害者の方等への対応の接し方の基準にもなります。

ぜひこちらも講座等、展開をしていただければと思います、よろしくお願いをしたいと思います。

3点目のこの軟骨伝導につきましては、本当に先ほど来からお話入っておりましたが、ある自治会では区長がもういち早く購入を自費でされまして、こちらのたまたま軟骨伝導の種類は約3万円くらいで購入が可能になります。地域の方々へこの社会参加の交流を広めるために自分で買って活用されたというふうにお話を伺いました。

この難聴による社会的交流が減少するという、この孤立化し、鬱や無気力、これが認知機能の低下へ実はつながってまいります。健康長寿に向けたこのコミュニケーションづくりに情報のバリアフリー化を促進して、ぜ

ひとつこの窓口で取組を求めたいと思います。

この3点ですね。研修とか講座とか、ぜひ取組をしていただきたいんですが、こちらについて伺いたします。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 新しい認知症観に基づいた講座等の開催という質問だったと思います。町民の認識を新しい認知症観に変えていくためにはどのようなことが大切かと考えたときに、認知症の講座や啓発イベントの開催を通じて町民の皆様に認知症をまず自分ごととして捉えていただき、理解を深めていただくこと、認知症の人と家族の支援者である認知症サポーターを地域に増やしていくこと、認知症の理解を促進する上では、当事者やそのご家族、支援者から直接ご意見をいただくこと等が重要と考えております。

また、認知症の方が地域で生活し続ける上で重要なことは、周囲の理解と温かい支えが必要であると考えております。

多くの町民の皆様に自分ごととして認知症を考え、行動していただけるように、引き続き認知症サポーター養成講座をはじめとして、認知症基本法の趣旨の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 伝導イヤホンの窓口の活用については。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 現在当町においては、ユマニチュードに特化した研修などは取組を実際していない状況でございます。

ユマニチュードの実践で認知症の人の攻撃的言動が減ったなど、症状が緩和されたという報告を聞いております。認知症の人の感情が穏やかになるということは、支援者の負担軽減にもつながるプラスの効果をもたらすというものでございます。

当町では、物忘れ安心ガイド、認知症ケアパスの中で、認知症の人と接するときのポイントとして、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけない、否定しないという四つの……

○議長（大泉 治君） 福祉課長、大変申し訳ない。先ほど二上議員が質問した3番目の軟骨伝導イヤホン活用で窓口のコミュニケーションという部分で、窓口での活用はしないのかという質問でございますので、それに対して答弁をお願いしたいと思います。

じゃ、町長。

○町長（遠藤 稔君） 認知症観につきましては、私もそういった家族を抱えていた時期がありますので、なるほどなという形で思っております。

認知症の方も苦しいでしょうけれども、認知症を見守る家族というのは非常に自分の存在を忘れられて非常に苦しい、そういった中で、相互苦しい中で助け合っていかなければならないのかのということを実感したことがございました。

そういった中で、少しでも互いに人間らしい暮らしをつくるためにはどうしたらいいのかなということでありますので、涌谷町は福祉の町でございますので、この部分も必ず事業の中で紹介させていただきたいなど、そう思っております。

3番目の伝導イヤホンでございますが、実は窓口業務の中では、やはりつつい声が大きくなって、中にほか

に聞きたくなくても何らかの個人情報というものを聞いてしまうということはこれまでございました。ですから、そういった対応のために、別に何十台もそろえるわけじゃなくて、そういったようなものが一つでもあれば、そういったような対応ができる。私自身装着して、そういう思いがしましたので、やはり、窓口業務に1台そろえてもせいぜい3万6,000円ぐらいだと思いますけれども、そういった形で、まずは1台でも導入して、その結果を見ながら、その需要に応じて台数というものは決めていきたいと思っておりますけれども、そういった方向で取り組ませていただきたいなど、そういうふうにも思っておりますので、何かあったときにまた教えていただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 今町長よりお話いただきました。何台でも構いません。例えば、介護認定調査の調査に伺った際にもこの軟骨伝導イヤホンは活用できるかと思っておりますので、ぜひともいろいろな部署で窓口業務に活用していただければと思います。

続きまして、2点目の2項目目に移ります。

次に、災害対応力の更なる強化についてです。

1、被災者を伴走支援する災害ケースマネジメントの取組について。2、災害ケースマネジメントの普及について。

全国的に想定を上回る豪雨被害が頻発しており、災害対応力の強化が必要です。先日の台風10号でも21道県で被害が発生し、人的被害は132名、住宅被害1,080棟と報告され、6県175市町村に災害救助法が適用されました。

この被災後の一人一人へ個別の課題に寄り添って解決を探ろうというのが災害ケースマネジメントです。2005年アメリカで起きたハリケーンでの災害復興が始まりとされており、日本では東日本大震災の際に仙台市、石巻市の在宅被災者支援などで活用され、災害のたびに全国へ広がっております。

今年の能登半島地震でも仙台のNPO団体が平時より協定を締結し、積極的な支援活動を展開されたと伺いました。仙台のNPO団体の事例では、現地の包括支援センターの地域支援と協働したことで、珠洲市の調査活動から被災者の把握までが各段のスピードで掌握できたことを報告されておりました。

平時から、個別でデータ化された情報を災害時すぐに連動されるような仕組みづくりが必要と考えます。こちらの取組について伺います。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、災害対応力の更なる強化ということに基づきまして、被災者を伴走支援する災害ケースマネジメントの取組についてとのご質問でございます。

まず、涌谷町では町内全域に被害が及ぶ大規模な災害の際には、各種申請、相談が多岐にわたるため、災害復旧、生活再建のための制度や情報をまとめた冊子、お知らせなどを発行し、全戸に情報提供を行っております。

議員ご承知のように、罹災の判定により対象となる制度や内容が異なるため、罹災判定に応じた制度を被災者に説明できるよう努めております。

大規模災害時の対応としては、平成23年東日本大震災では、総合的な相談窓口を設置し、罹災証明の受付、税の減免、各種制度の相談等の窓口を設置し、対応しておりました。

また、令和元年東日本台風、台風19号におきましては、各担当窓口への案内を行う相談窓口を設け、対応してきたところでございます。

ご質問の災害ケースマネジメントは、災害者一人一人の自立、生活再建のプロセスを支援するもので、アウトリーチ等により得られた被災者の状況を町及び関係機関が連携しながら、総合的な支援を実施する取組であると認識しております。

また、弁護士や保健師、建築士や民間団体の横を連携し、被災者一人一人の悩みやニーズを個別訪問して聴き取ることで、適切な支援につなげて、生活再建を後押しする取組でもあり、被災者の中には行政の窓口に行くことが難しかったり、各種支援制度の情報が届かなかつたりするケースがあるため、きめ細かくサポートを行う必要があると考えております。

福祉施策による災害ケースマネジメントの実施につきましては、独り暮らし高齢者や障害者のみの世帯、生活困窮の世帯、地域コミュニティからの孤立などにより、福祉的な支援を必要とする伴走支援が必要になります。

それらを実施するには、平時から被災者のアウトリーチやアセスメント等を通じて各被災者の抱える課題を把握しておく必要がございます。

また、日常生活の支援が必要である町民に対しては、その課題に合わせて、あるいは複雑化、複合化した課題を抱える場合には、支援関係機関が連携して包括的な支援体制を構築した上で、寄り添った支援を実施すべきと考えております。

当町では、昨年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、地域包括支援センターや地域福祉協議会、結の郷などが連携し、福祉サービスに関する情報提供及び助言、支援関係機関の連絡調整等の便宜供与を行うなどの支援を一体的に実施しており、被災者に寄り添った伴走支援の充実を図る取組を行っております。

これらのことから、包括的な支援体制の枠組みを利用した災害ケースマネジメントに取り組むことは、効果的、効率的な被災者支援に資するものであり、また、平時から顔の見える関係づくりを通して、平時と災害時の支援をシームレスにつなげるような形の中で実施することができるものと、今後とも施策による災害ケースマネジメントの提供を図ってまいりたいと考えております。

2件目の災害ケースマネジメントの普及についてとのご質問でございますが、災害ケースマネジメントの普及については、町の部局間の連携のみならず、ケースマネジメントの専門的知見を有する専門士関係団体をはじめ、社会福祉協議会や民間の福祉関係機関との協働が必要であることから、発災後に円滑に連携して取り組めるよう、平時から連携体制を構築しておくことが重要であると考えております。

また、災害時には、町の取組に加え、地域住民同士の見守りや支え合いも重要であります。

当町は地域による支え合いマップを毎年度更新しており、今年度も「おらほの支えあいマップ」として、行政区長をはじめ、民生委員、児童委員、地域福社会長など142人の方々にご協力をいただき、全行政区にわたり作成いたしました。

平時からのつながりを大事にしながら、発災時には円滑に対応できる体制づくりに一層努めてまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 二上光子君。

○2番（二上光子君） 今答弁いただきました。この災害ケースマネジメントの取組については、当局ではこの重層的支援体制整備事業というものが展開されておりますので、被災者、この計画の中に被災者世帯を町全体で支えていく体制を整備し、労働、教育、地域等のほか分野と連携するという実施計画がございました。まさに、この災害ケースマネジメントへの取組につながっていく実施計画と思われれます。

この災害ケースマネジメントの普及についてですが、この年に一、二回程度、この事例研修といったものをぜひ実施を検討していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（大泉 治君） 福祉課長。

○福祉課参事兼課長（鈴木久美子君） 事例検討というご質問でございましたが、令和5年から福祉課では、当町では重層的支援体制整備事業を開始しております。

平時から関係機関との連携を深め、社会資源のネットワークの構築に努めているところでございますが、具体的な、その支援会議というものは、重層的支援体制整備事業の中で行っておりまして、アウトリーチと常に事業の中では支援会議を行ってはいるんですが、その災害ケースマネジメントは、防災部局や福祉部局をはじめとして、様々な部局が連携して実施することが求められます。今後連携が想定される部局間等での実施体制の検討や構築が必要と考えますので、そういった事例検討といったときには、町全体での体制整備が必要と考えております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） 事例検討というふうにお話いただきました。事例研修のほうで、内閣府のほうでこういった、この事例研修等が災害ケースマネジメントの普及に対しまして出ております。

今課長からもお話ありましたように、全体に関わるような流れにはなりません。災害ケースマネジメント。災害が起これば、いろいろな部署が関わるような形になるかと思えます。行政だけではなかなか取り組めないことでもございますので、経験豊富な専門家の方でしたり、又は他機関、官民が連携協働しまして、先ほどお話ししました仙台市のNPO団体とか、NPO団体もたくさんございますので、また、弁護士先生たちもこの災害ケースマネジメントについては取り組んでおられますので、こういった研修を通して、涌谷町として何が必要なのか、具体的な検討を考えていただく場としていただければという思いで、年一、二回の程度の、この研修の実施ということを提案させていただきました。

今後の町民の皆様が安全に安心して暮らせるまちづくりのために、平時からの取組がとても重要だと思いますので、この取組について見解をお伺いします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいまお話をいただきました災害時生活支援ということになりますと、様々なケースが出てまいるかと思えます。先ほど福祉課長のほうから述べましたように、重層的支援体制とか、そういう形で、いろいろな困難ケースには関わっているかとは思いますが、震災時にはまたそれに加えてまた困難ケースが加わるかと思えます。

そのためには、いろいろな団体あるいは連携を取りながらという形で、震災時に対応してまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、これから、今回の国のほうの計画自体も令和5年に指針が示されたということでございます。これからどういう形が望ましいかということも含めまして検討させていただければと思っております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） そうですね。なかなかこの災害ケースマネジメント、本当に誰1人取り残さないという、被災者をですね、自立や生活再建につなげていくといった取組でございますので、調査からそのいろいろな活動を被災者の把握して、その後その支援につなげていくといった流れですので、なかなか時間もかかる取組ではございますが、どうか、いつ起きるか分からない、この大規模災害に対しまして、町の取組として今後ぜひ取組を求めます。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 答弁必要ですか。町長。

○町長（遠藤 稔君） 先ほどの新しい認知症観については、自分で理解した経験もございますので、理解していますけれども、この災害ケースマネジメントの設置といいましても、なかなかどのような形で個別に、しかも微に入り細に入りしっかり対応できるかということのイメージが残念ながら、私自身分かりませんので、イメージが湧かないのであれば、質問者おっしゃったように、様々な形での研修等々をやらせていただいて、勉強させていただくのが大事なかなと思っております。

今質問者と時間的な差があるかもしれませんが、分からないで取り組むよりもまずはそれを実感できるような形の中で取り組むというのは大事ではないのかなと思いますので、こういったような新たな考え、新たな取組については、どのような実際の効果、これまでの災害のケースあるいは被災された方々、あるいはそれに近い方々、当時の状況というものをもう一回見直しさせていただきながら、この新しい取組というのはどこにどういうふうに涌谷町として必要なのか、テーマを設けながら研修させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 2番二上光子君。

○2番（二上光子君） ぜひその研修を続けていただきまして、災害に本当に強い涌谷町を築いてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

次に、4番佐々木敏雄君、一般質問席へ登壇願います。

〔4番 佐々木敏雄君登壇〕

○4番（佐々木敏雄君） 一般質問の前に、去る7月25日、記録的な大雨で日本海の庄内地方や北部の最上地方を中心に河川氾濫や土砂災害により警察官2名、そして86歳の女性、合わせて3名が亡くなりました。災害を受けた住宅は1,900棟余りに上り、いまだ避難所での生活を余儀なくされている方々がおられます。また、台風10号絡みの災害での亡くなりました方、そして被災されました方々がおられます。衷心より、亡くなりました方にはご冥福を、そして、被災されました皆様にはお見舞いを申し上げます。

それでは、通告しております一般質問をいたします。

土地の寄附あるいは買収の際に反対給付を受けた対応についてでございます。

具体的な例といたしましては、土地の寄附あるいは買収の際に、その箇所以外に側溝の敷設や舗装などの補修

条件などをされた案件の履行についてであります。

最近では、財政非常事態宣言の影響などもあり、道路の新設、改良などが少なく、土地の寄附や用地買収なども少なくなっていると思いますが、以前は少なからずあったと思います。その際に、一部の方とは思いますが、土地の協力者から反対給付を求められ、それを条件に用地の提供を受け、契約に至っているというものがあるものと推察できます。

その後、町では予定どおり工事の実行をするものの、給付を求められた条件の工事などは施工されないまま、又は一部のみの施工となったまま放置されているという箇所があるようでございます。

そのようなことは、町民の行政に対する不信感が募り、信頼関係が損なわれるものと思いますが、反対給付の約束をしたにもかかわらず、いまだ履行されていない事案、それらの対応についての見解をお伺いします。

2点目でございますけれども、このような事案は、往々にして口約束であったり、売買契約や寄附採納などの条項には記されないままになっているものかなと推察されますが、担当が替われば置き去りになったり、また対応の内容が変わったりすることも推察されます。

このような処理は、契約に含むなり、文書化を行うなり、責任ある適切な処理を行うべきと思いますが、このような事案に対応をどのように行っているか、実情をお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 質問項目1の寄附など、反対給付に対する町の対応についてということで、土地の寄附や買収の際に協力者から反対給付を求められ、実施されていない事案が見受けられる。これは、住宅との信頼を損なうものと思うが、見解を問う。

また、このような処理は、適切に文書化などを行い、責任ある適切な処理を行うべきものと思うが、町の見解を問うのご質問でございます。

まず、基本的に買収に係る条件等があった場合については、契約書等へ明記し、適切に対応しております。

また、寄附に係る条件が示された場合には、負担付寄附となり、議会による議決が必要となることから、寄附に係るものは存在していないものと考えております。

その他の要望に関しましては、実施の可否を住民へ説明の上、記録整理しております。

こうしたことから、議員からご指摘のあった事案については、生じていないものと捉えております。

仮に、そのような事案があったとするならば、信頼を著しく損なうことになることから、買収に係る条件等がある場合については、認識のずれが生じないよう、契約書へ明文化して、町として責任ある対応を行うことは当然のことと考えております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 6月会議で一般質問もしておりますが、公道の道路補修は1軒の家でも利用しているものであれば、町で維持補修を行うという姿勢でありました。私が町民に聴いた一つのケースでございますが、道路用地として寄附をしたと。その寄附の条件として、側溝の敷設と舗装の補修の約束をしたという方でございます。

公道以外の個人所有の用地もあって、個人分の木の伐採なども混同して約束してもらった道路補修工事を待ち

続けているということです。

また、側溝についても、一部執行されてはいますけれども、残りもあり、放置状態のままです。これは、町長が約束されたものではなくて、前の町長ということでしたけれども、その後現町長、遠藤町長も現地にきており、補修の約束をしてということも聞きました。

町長が約束したにもかかわらず、5年以上も放置されたままと聞きまして、あまりにも町民の気持ちをないがしろにした行為ではないかと感じております。

町長は執行機関の長であります。以前にスクールバスの利用拡大の一般質問の際にも話しましたが、町長が指示を出せば解決できる事案は少なからずあるものと思っております。

少額の補修工事や未実施の箇所の実施指示を出す考え等はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） 条件付寄附の件については、町長1回目答弁したとおり、そういった売買契約の場合だったら条件つけることはあるかと思いますが、寄附については、条件をつけると負担付寄附ということで、議会の議決が必要になってきます。

それで、4番議員から一般質問の要旨が配付された際に、恐らく担当課であろう主管課が調査した結果、そういった事例はないという。実際今一般質問されておるわけですが、具体の事例が分からないので、ちょっともうこれ以上担当課としても調べられないということでした。

個別にどなたか、具体名をお教えいただけませんか。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 負担付寄附ということは、当然議会にも議決事項ですので、かけなくちゃいけないのは重々私も知っておりますが、ただ、それをしちゃうと結局寄附をいただいた工事はそれを履行しないとできないということもありますので、そこは実務的なことであり、細いところだから、工事と一緒にじゃしちゃうかというような約束は、私はまああるものと思っておりますが、そこまで深く追及する気持ちはありませんけれども、そういう建物なりであれば、小破修理的なところであれば、そういうところは、寄附された御礼じゃないですけども、してあげることは十分可能なのかなという思いで質問しております。

また、その個人名とか箇所は、後ほど、もし担当課のほうでお話はしたいと思いますけれども、この場での実名の公表は避けたいと思います。

それから、書類の整理、当然すばらしい将来の引継ぎとか、そういうことも踏まえて書類の整理されておって、そういうことを十分に継続して進めていっていただきたいと思っておりますけれども、町民との一度そういう絆が切れてしまいますと、修復には長い時間を要します。軽微と思われるような内容でも、関係部署などの情報も共有しながら、慎重に対応をする必要があるものと思っております。

そこで、町長ですが、毎日忙しい日々を送られているということは理解しておりますけれども、町民の中には町長に面会をお願いしてもなかなか会ってもらえないという意見も聞いております。こういう細かい内容も町長に話したいことがあるんだろうとは思いますが、町民は会社に例えれば株主様でございますので、時間を取ってでも町政の説明なり、町民とのコンセンサスを図ることが大切ではないかと思っておりますけれども、そのようなことの町長の考えをお伺いします。

○議長（大泉 治君） 先ほど副町長からいわゆる反問に当たる発言がございましたので、反問に関する意見につきましては、議長の許可を得て反問というようなことでお願いしたいと思いますし、それから、できるだけ答弁に徹していただければというふうに考えております。

それでは、進めます。

建設課長。（「休憩したほうがいい」の声あり）先に建設課長から答弁いただきます。

○建設課参事兼課長（熱海 潤君） 先ほどありました条件付の寄附というのは、副町長が申し上げたとおり、議会の議決が必要ですので、そういった寄附は受けておりませんし、ここ最近道路改良とか、そういったものも予算の都合上なかなかできない状態にありますので、条件があつて道路を直してほしいということは、ここ最近行っておりません。

また、地元の協力がなければそういった道路もできませんので、どちらかといいますと地元の合意があつたところを優先的に行っている状態でございます。

先ほどと、6月会議でも申し上げましたけれども、1軒の方でも道路の補修等は、それは行っていきますけれども、我々のほうでは与えられた予算の中で全地区を賄っておりますので、どうしても優先順位というのが出てきますので、その中を見計らいながら、一部の方のみでなく、公平な目で見て補修のほうを進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤釈雄君） 住民の人たちと親しく接触、会って話をすべきとありましたけれども、私の姿勢は、何のための町長だかという、町民のための町長。ただ、たった一人だけの町長ではございません。1万5,000人の町長でございます。ですから、様々な役の上で複数回会うことはございまして、個人の人と毎回毎回というふうなことは、私は遠慮させていただきたい。そのように思っております。

どのような方をどのようにして、このことが、私としては、町が何か町民を信用を損なうような、裏切っているような形の中でのご質問というので、非常に不本意でございます。

私が関知してからは、今1件、様々なご寄附あるいは買収に絡む条件ございますが、これは私の責任においてしっかり対応するようにと指示しております。

その指示は、もちろん私の責任においてするわけでございますので、たった一人のためにやれと言いますが、多くの町民の方を次に考えておりますと、その人だけのためにやるというのは、どなたが考えても、これは不公平であり、不平等であり、とんでもない執行者ということになります。

ですから、私は多くの方々がからむことは何とかしてやりたいという気もありますけれども、一人のために毎回やるというのは、私はいかがなものかなと。そのように思っております。

ですから、町民の皆さんどなたでも今まで会ってきております。拒否したことはございません。

ですが、そのような形の中で多くの町民の皆様迷惑かけるためにも、やはり私個人として束縛されることは、はっきり申しまして、私としてはお断りさせていただきます。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。質問の前に、先ほどの通告に絡んだ面会であればですけども、そのほか、町民みんなに親しくとかいうようなことは、通告外ですので、その点については避けて質問していただきたいというふうに思います。

○4番（佐々木敏雄君） 私も一議員でございまして、町民と何度かいろいろな方とお会いするわけでございますけれども、やはり、その町民の声を町政のほうに伝えることも私の責務と思っておりますので、町長の日々のその公務についても、十分理解しているつもりでございますけれども、やはり、町長にそういう意が、私に伝えた意が通じるかどうか、そういうことも町民の方々は見守っているわけですので、その辺はご了承いただきたいなと思います。

次に入ってよろしいでしょうか。

○議長（大泉 治君） それでは、休憩いたします。昼食のため休憩いたします。再開は1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

一般質問を続けます。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） それでは、引き続き、項目2に移りたいと思います。

町民の行政に対する理解を深めるために、町政懇談会を開催する考えについてお伺いします。

先ほども報告いたしました。去る6月9日、議会報告会を開催しました。懇談会の中ではいろいろな意見や要望、疑問な点などの質問などもあり、有意義な報告会だったと思っています。

6か所の会場で62名の参加があり、160項目の多岐にわたる様々な分野の内容でありました。

その中で、議会に関するものが20項目、残りの140項目は執行部に対する内容であり、現在回答を依頼している状況であります。よろしくお願ひしたいと思います。

議会は、政策決定の議決機関であり、行財政の運営や事務処理などの批判、監視の機関として町民への報告を行っているわけで、なかなか意見や疑問などの話題の解決への広がりが望めないと感じております。

議会に対し、要望などについて聴かれた場合は、執行部に伝えておきますとか、執行部に回答を聴きますなどのような回答が精いっぱいあります。なぜなら、執行部は大きな執行権と予算を持っているからです。町民の興味や思いは執行部側に傾くのは至極当然のことです。

今回の議会報告会を踏まえても、町民が行政懇談会を望んでいることをひしひしと感じ取れました。町として、今後行政懇談会についてのお考えをお聴きします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 質問項目の2の町民の行政に対する理解を深めるため、町政懇談会を開催する考えはということございまして、さきの6月9日に議会懇談会が開催され、ただいま質問にあったように、多くの町に対する質問あるいは要望があったということでございます。それに対しまして、町としても懇談会等をする必要があると思うが、その考えはという質問でございます。

まず、議会におかれましては、議会懇談会を開催していただきましたこと大変感謝申し上げます。大変ご苦勞さまでございました。

町民の代表である議員の皆様が町民の方々のご意見を聴取し、その中から政策提言いただくことや、町の考え方などを町民の皆様にご説明いただくことは至極当然のことと考えております。そのため、議員の皆さんにおかれましては、今後とも積極的に懇談会等を開いていただき、町の現状や政策について町民の皆様にご説明をいただき、また、民意をくみ上げるなど、議会は町民の代表者として、よりよいまちづくりのために活動していただければ大変にありがたいことと考えております。

なお、議員ご質問の町政懇談会等あるいは町政報告会等におきましては、今後必要に応じて開催の目的等を確認しながら、開催の是非について検討してまいりたいと思っております。

私としては、特に大変心配かけました財政再建について、町民の皆様等に等しくご相談は申し上げましたけれども、その結果報告というものはしておりませんので、その辺あたりは何とか伝えたいなという考えを持っています。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 2項目目に財政非常事態宣言の関連で質問しようと思ったんですが、町長がその辺の報告もしたいということではありますが、私も財政非常事態宣言を発令して4年9か月間も町民の方々の我慢を強いた政策であり、決して名誉な政策ではなかったと思っております。

このような政策を二度と繰り返すことのないよう、しっかりと総括して、公表と説明、その義務は当然あるものと考えます。

町長は先ほどその報告もしたいということですので、ぜひその分を含めて行政懇談会、報告会ですかね。どちらになるか分かりませんが、行っていただきたいと思います。

それで、議会としては、決算の審査これからでございますけれども、その報告会として、11月7日に報告会をする予定でございます。今後半年を過ぎてもおりますので、町長がそういう懇談会を開くという考えがあるのであれば、いつ頃予定されるのか、もしよろしければお聴かせいただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） このことは、私としては可能な限り早くしたいと思っておりますけれども、私一人で出向くわけでもございませんので、各担当課、できるならば全課長に来ていただきながら、説明会あるいは報告会あるいは懇談会というものをしたいと思っておりますけれども、様々な各課で行事がありますので、その行事との調整を図りながらといいますと、ここでいつという答えは出せないところでございますが、できるだけ調整を進めて、できるだけ早く、特に今回は大きな報告しなければならないことがございますので、報告課題だったり、あるいは議員の方々のご意見を伺う場であったり、その場を設けたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 午前中にもお話ししましたが、やはり今回の非常事態宣言に絡んだ財政再建計画は、非常に町にとっても行政の推移、そういうものがあからさまに出たものだと思います。ぜひその辺を総括して、町民に分かりやすいように、どういう事態になれば収入が上がるのか、下がるのかとか、そういう、何か一つの指針が出たものと思っておりますので、ぜひその辺の分析もきっちり総括していただいて、説明に当たっていた

だきたいと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） その点につきましては、やはりいい機会でありますので、町として、いわゆる町の財政行為なども説明しながら、いかにして非常事態という心配される事態になっていたのかとか、それをどのように回復させたのか。それから、今後の財政運営というものをやはり町民の皆さんに知っていただきながら、いわゆる、前の質問にもございましたけれども、町全体として予算の編成の在り方について、できるだけ多くの方々をカバーできるような形の中で、予算というものを今後組んでいかなければならないし、それから、様々な庁舎とか、様々な公共施設の老朽化に伴いまして、どうしても否応なしに対応を迫られている部分もございますので、そういったようなところもご相談、その財政再建報告をしながら、町民の皆様と考えていただくことも大事なのかなと思いますので、その辺はできるだけせつかくの機会です。多くの方の意見を聴けるように報告会あるいは行政懇談会等をやらせていただきたいと思いますと思っています。

議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

次に、10番杉浦謙一君、一般質問席へ登壇願います。

〔10番 杉浦謙一君登壇〕

○10番（杉浦謙一君） 通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

一つ目は、災害避難所の環境整備につきまして質問いたします。

1 項目目、近年気候変動の影響により気象災害が激甚化し、頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫しております。今年8月11日台風接近に伴い、涌谷町は避難所を開設しております。災害避難所における水等の備蓄の状況はどのようなものか、まず伺います。

2 点目であります。災害が起きれば、避難所の感染症の対策が課題となります。新型コロナウイルス感染症だけではなく、例えばインフルエンザのウイルスなどの感染症が考えられるところであります。感染症対策はいかなるもののでしょうか。

また、プライバシー保護の観点も重要となります。これらの対策はどのような状況か伺ってまいります。

3 点目、今年の夏は平均気温が全国的にも統計開始以来最高を記録するなど、猛暑日が連続するなど、大変厳しい気象条件となっております。避難所になるであろう教育施設である体育館でも大変危険な温度となっているのが現状であります。この体育館へのエアコン設置についての考えをお聴きしまして、第1回目の質問いたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤 稔君登壇〕

○町長（遠藤 稔君） 10番杉浦謙一議員の一般質問にお答え申し上げます。

災害避難所の環境整備という点からご質問いただきました。質問要旨1点目の災害避難所での水等の備蓄の状況はどうかというご質問でございますが、6月の二上議員の一般質問の回答に重複する点もございますが、備蓄については、必要量が十分確保されている状況ではございませんが、町内小売店舗や大型店、飲料メーカー様など、生活用品や食料品の提供について協定を締結し、必要量を確保するほか、その物資の輸送に関しま

しても協定を結んでおります。協定を活用しながら、災害に対応しているところでございます。

今回の避難所設置に当たりましては、業者様のご協力の下に様々な必要とする水等々を確保することができました。

2点目の避難所の感染症対策、プライバシーを保護する対策はどのようなものなのかという質問でございますが、感染が疑われる避難者につきましては、一定の避難者と同じ部屋ではない、別な部屋に入っていただくこととなります。

また、感染対策、プライバシー保護のため、避難所用の間仕切りテントや段ボール等のパーティションなどを準備しております。

今回は、コロナ感染された方から1件のご相談がございました。

次に、3点目の避難所になる体育館へのエアコン設置の考え方はというご質問でございますが、記憶に新しい台風5号対応の際に、暑さ対策として、中学校、涌谷高等学校などにご協力をいただきまして、エアコンが設置された教室に避難者を受け入れしたところでございます。

体育館へのエアコン設置でございますが、体育館はどうしても天井が高い上に断熱性能が確保されておられませんので、熱中症の観点からも課題となっているところでございます。

避難者の健康維持やストレスの軽減のためにも、空調整備の必要性については認識しておりますので、断熱性能の確保、環境整備に係る制度補助などが無いか探ってまいりたいと考えております。

以上、3点について答弁させていただきました。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、2回目の質問を行います。

備蓄につきまして質問するわけですが、協定による事業所等の食料、水の確保はできている。できていたということでありますけれども、いずれこれが大規模に町民の方が避難するようになれば、必ずしも食料が確保できる、水が確保できるかどうか。水は台風の場合は水道水がありますが、大規模に地震等が発生した場合、水が断水するという観点もあります。そうすると、一番大事なものは、水を備蓄できていれば何の問題もないと思いますが、全て3日分の水の確保というのが必要になってくるかと思えます。

そういった観点で、備蓄ができない理由が何かあるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいまお話ありました水等の備蓄の状況、またそれができない課題等はあるのかということでした。当町におきましては、水につきましては、避難の際によく災害ごとに状況も変わるかとは思いますが、3日分相当分の避難物資を確保することが望ましいとされております。3日以降については、いろいろな多方面からの応援とか、そういった救援物資等で賄うこともできるという考えでおるところです。

先ほど水の部分に関しまして言うと、当町のこれまでの災害の状況から言うと、断水になったのは、やはり地震等の場合がほとんどでございます。そして、涌谷町におきましては、福沢浄水場を用いまして給水など行ってきたというところでございます。

当町これまで今回台風5号におきまして給水しましたが、1,000本あまりの500ミリのペットボトルあるいは2

リットルのものを用意しておりましたが、今回使用することに伴って、現在は数がないという状況でいるところでございます。

やっぱり災害物資を保管、管理するということがやはり非常に難しいというところがあるかと思えます。

まず一つは、そういった数をそろえるためのやっぱり費用もかかるということと、管理、ローテーションをかけていかなきゃいけない。どうしても消費期限なりがございまして、そういった管理も当然必要になってくるといった観点もあるかと思えます。

ローリングストックという形で、絶えずその消費期限が切らないような形と、絶えずそういった物資を絶えず管理をしていかないといけない。そういったことが挙げられるかと思えます。

また、先ほど3日分相当の飲食ということでございましたが、じゃ対象者何人分のものを用意していればいいのかと。全町民の分をとということになると、大きな倉庫が本当に必要になってしまうということもございまして。

災害時にこれまでの災害時の避難状況などを加味して、それに耐えられるような形で支援物資を、救援物資を用意することが必要なと思っているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 備蓄につきましてですが、この間台風等で避難所を開設していますが、辛うじて水とか食料等の不具合がどうか、供給が途絶えたわけじゃありませんでしたから、その点では問題なかったのかもしれませんが、やがては本当に大規模に避難しなきゃいけないという状況が出た場合、これはあくまでも想定しかありませんけれども、これまで大きな地震が発生した場合、避難する……、水なんか確保している家庭が、食料、水を常に確保しているということはなかなか難しいことかもしれませんけれども、その点ではやっぱりある程度備蓄は必要だと思います。

その点では、先ほどちょっと経費のかかる、管理の面でもということもありましたが、ほかの自治体ではそういった点では1か所に備蓄するわけではありませんけれども、分散しながら、避難所に備蓄する倉庫を設置する等の考え方もあるかと思えますが、再度お聴きいたします。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） やはり、備品の確保ということでのお話でございましたが、やはり当町におきましては、台風等の避難の場合については、食料品あるいは水等については一部持参をお願いすると。台風等については、事前に災害等の状況が分かりますので、そういう形をお願いをするところでございます。

また、それぞれ個人宅で常時災害に対応していただいて、備品を、そういったものを用意していただくということも大事かと思えます。また、町が当然用意しないといけない部分、それも当然用意するという形で進めていかないといけませんし、先ほどお話ししました物流の中で、応援協定の中で当然応援をいただきながら、その3日分の食料が以後そういった食料を搬入をいただいて支援をいただくという流れをつくっていく。

あとは、国、県とかの支援物資も入るといことも考えますと、そういった支援の体制をそれぞれの役割を持ちながら、物資のほうを確保していく必要があるかなと思っております。

全て町が全部用意するというのは、やはり現実的には難しいということで、以前にもお話いただきましたが、ふだんの生活の中に防災を役立てていただきたい。そういった中で、食料品、そういったものも家庭の中でローリングストックという形で、絶えず日常生活の中で備蓄をしていただくということも大事なことかなと思っております。

おります。

そういう組合せの中で体制を確保していくというのが望ましいのかなと思っております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） いろいろ各自治会でも自主防でもありますけれども、やはりそういった答弁がありましたけれども、やっぱり各家庭で備蓄する場、防災の面で周知するような点も必要かなと思いますけれども、その点ではひとつ考えていただければと思います。

そしてまた、2点目ですけれども、感染症対策で、この間コロナの時期に猛威を振るった時期もありましたが、その時点で避難所開設ということはなくてよかったかなと思いますけれども、まず、空調というか、空気の流れが一定の感染症対策にはなるかと思えます。

その点では、その避難所のマニュアルというのは、多分あるかどうか、ちょっと私認識していませんが、感染症対策の避難所のマニュアル的なもの、そういった点があれば、考えをお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 災害時の避難場所での感染症対策ということで、コロナ感染症拡大がされた場合について、これまで宮城県のマニュアルなどを利用して、当町におきましても災害時の感染症対策のルール化を進めてきたところでございます。

当然患者として自覚症状のない方もいらっしゃいますので、熱を測るなどして、本来行くと。そして、隔離をしながら養生をしていただくという形で作成されているマニュアルでございます。

ただ、現在5類への変更ということもございましたので、基本的にはコロナ感染症対策としての対応はしておらないところでございます。

ただ、今回やはり災害時にまだコロナ感染症については一応まだ感染を訴えられる方もいらっしゃいまして、今回問合せもございました。そういった方については、別な部屋を用意しようとしたところでございますが、結果的に、ご自分で避難をされるというところで、車中での避難を選ばれたと聞いております。

そのような形で、感染症については、やはりまだ心配するところはございますが、そういう形で、別な部屋を隔離しながらという形をやはり取らざるを得ないだろうという形で、ただ、避難所のスペースの問題もありますので、そういった方について速やかに対応できるようにということで、別避難所を含めて対応をせざるを得ないというのが今の状況でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 今回8月の避難所開設では、避難される方がさほど多くなかった点もあって、そういう感染症とプライバシー保護の点で関わってくるんですけれども、体育館を使うことがなかったのではないかと、うんですけれども、教室、ホールを使ったり、教室の比較的狭い部屋を使うことになったのではないかと、思います。その点ではそういう隔離するなりという点は十分できるのではないかなと思いますけれども、これが大きな災害になってくると、やはり広い場所を使わなければいけないとなると思いますが、その点では、そのプライバシーの点、感染症の対策というのは、頭に入れておかなければいけないものだと思うんですが、再度お聴きしますけれども、この大きな施設の広さがある場所での、間仕切りという、先ほど答弁もありましたが、そういった点では、本当に感染症対策できるのか、伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど避難所のプライベートという観点から言いますと、段ボールにおけるパーティションを予定しております。用意しております。パーティションを作ることによって、一定面積の確保が図られるという形もございます。

またあと、先ほど町長の答弁にもありましたように、避難所用のテントを用意しております。場所によってそれぞれ使い分けることにもなるかとは思いますが、そういう形で、その空間をそれぞれ作ることができまので、そういった中で、プライベートを守っていただくというところでございます。

あと、先ほどありましたけれども、感染症については、混在するとやはりあれなので、今回のご相談のありましたように、やっぱりそういう隔離をするという形で対応いただくという形が望ましいのかなとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） ちょっと3番にかかってはきますけれども、各狭い部屋に避難するという形に、今回のようになれば、やはり暑さの問題がどうしてもこの時期ありますので、エアコンがまずその施設それぞれに設置されていることが一番大事かなと思うんです。小学校、中学校は教室はエアコンが設置されていると思いますが、ほかの施設もエアコンが設置されているのかどうか。

やはり個別に、やっぱりエアコンが、空調が一番感染症対策にも有効だと思うんですけれども、その点で各施設、エアコンが設置されているのか伺いたしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それぞれ避難場所、地震、水害等それぞれ違いますのであれですが、水害等に限定してお話しますと、体育館あるいは武道館という形で指定しているところがございます。

そういったところについては、現在のところ空調等の整備はされていないというのがほとんどでございます。

今回台風5号におきまして避難所を設営したときにも、この暑さもございまして、やっぱり体調を崩す方が心配されるということで、今回学校等の協力をいただきまして、ご配慮いただきまして、クーラーのある、空調のある部屋を、教室をそれぞれ提供いただいたという背景がございます。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 先ほど学校施設、教育施設につきましては、空調設備があるというのは存じております。

涌谷中学校、さくらんぼこども園、白山小学校、涌谷高校、第一小学校ありますが、あと残りは東部クリーンセンターありますね。あと、石坂集落センター、あと福祉施設はあると思いますが、答弁いただかなかったのは、東部クリーンセンターの避難所であるところと、あと石坂集落センターありますが、ここはどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） クリーンセンターにつきましては、2階となりますが、会議室におきましてクーラー設備があるということでございます。

石坂集落センターについては、現在エアコン等が設置されていないと聞いております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そうしますと、やはり、この今回8月に避難所になった施設が、体育館はないとして、ないのは、この石坂集落センターだけが指定避難所でありながらエアコンがないという事態になっているというのは、唯一のね、ことですから、やっぱりそういった点では感染症対策、窓開ければいいという話ではなくて、やはり指定避難所である以上は、やはり何らかのものは設置しなきゃいけないんじゃないかなと私は思うんですけれども、再度お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） これ、災害については、この暑さもやはり非常な災害等の一つでございます。そういった避難所の空調も含めて、ちょっと全体的に検討させていただいて、財政当局を含めて相談させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、その石坂集落センターの件は、再度検討していただければと思います。

3点目でありますけれども、そういったエアコンがあると。石坂はなかったんですが、集落センターにはないんですが、学校、教育施設である指定避難所の体育館、とにかく今年というか、この異常な暑さというか、そしてまた、この日本列島に頻発する豪雨災害、そして、1月の能登半島の地震のように、災害が起きれば大変な事態になるわけで、この指定避難所が非常に大事だと思うんですね。

学校、体育館にエアコンがやっぱり必要だと思います。先ほど町長の答弁の中に、あらゆる補助金の話、補助というか、国の補助があればなんという話でしたが、文部科学省が学校施設環境改善交付金というのがあります。学校施設に関しての交付金であります。

あと、総務省にも緊急防災減災事業債というのがありますけれども、とにかく学校の体育館の空調設置の経費の2分の1を補助する国庫補助の事業であるということ。普通でしたら、3分の1の補助なんですけれども、今回2分の1の補助になっていると。とにかく、遅れている体育館の空調は、3年間に限り補助率を引き上げているところであります。

文部科学省は、交付に際し、断熱要件がありますがと言っていますが、断熱率などの基準は特に設けていないとしております。補助率が2分の1、そして、対象の学校は公立の小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園などが対象となっております。

対象工事として、400万円から7,000万円の工事に対応できるということですし、工事の内容も、リースは駄目なんですけど、リース契約は対象外となっておりますけれども、空調の設置、とにかく工事を伴う新設、更新工事の経費に充てることができるということでもあります。断熱性があることを要件としておりますけれども、断熱確保のための工事費用も補助対象となっております。

そしてまた、緊急対策事業債、防災減災国土強靱化緊急対策事業債というのがあるんですが、それを地方負担分に充てることができるということですから、ぜひ検討してみたいかなと思います。

また、財政措置は充当率100%、元利償還金に関する交付税措置は50%となっております。事業期間は2025年

度までとなっております。

そういったのがありますし、総務省の緊急防災減災事業債は、各自治体が地方単独事業として行う防災減災対策に充当できる地方債制度で、空調整備だけじゃなくて、様々な防災事業に幅広く活用できるということでもあります。

総務省は、空調設置に際し、断熱要件等はありません。仮に、断熱工事を行う場合は、その経費も対象にしますとしております。財政措置は充当率100%、元利償還金に対する交付税措置70%となっております。

これも事業期間としては2025年度。指定避難所における空調、こっちはもう指定避難所における空調となっておりますので、対象事業となっておりますので、この事業を使えば、一定の成果、効果があるかなと思うんですが、そういった点でのご見解をお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） ただいまお話ありました、体育館等への冷房の設置というところでございます。まず、いろいろな補助あるいは起債ということで、財源的なお話をいただきました。ありがとうございます。

今回それぞれの体育館に冷房を入れた場合ということで、やはり一つは、費用的なものが課題になるということもございます。

もう一つは、後付けという形になりますので、幾つかの例を、他団体の例を見ましたら、やはりコンクリートの壁でないといけないとか、そういった強化、随分、上から天井形で設置するのはやっぱり現実的に難しいという場合もございますので、そういった横につける場合、コンクリートのようにながっちりやらないといけない、そういう費用的なものとか、構造的な問題も非常にあると聞いております。

涌谷町の一般的な今の体育館につきましては、やはりちょっと老朽化が進んでいるということがありますので、それらに取付け可能かという問題も出てくるかと思えます。

そういった技術的な問題もありますので、そういったものが今設置が可能かどうかとか、そういったところの技術的な面も必要かなと思っているところでございます。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そういったものはあるということですし、研究とかしていただければと思います。

断熱要件がないということは、断熱したときに電気料はそれなりにかかるかもしれません。設置した場合。ただ、断熱効果があるということで、逆に断熱効果で効果が表れるということもあるかと思えます。

また、今回条例が公共施設等総合管理基金条例が今後出てきますが、そういった学校施設の建て替えに、もしそういうことが考えてるのでしたら、今時点では答えられるかどうか分かりませんが、町長にお聴きしますけれども、やはりそういった点では、この厳しい暑さの中、やはり命に関わるものでありますから、建て替えるなり、また、エアコン設置するなりと、いろいろ総合的に考えなきゃいけない時期に来るかと思えますが、町長のご見解をお聴きしておきます。

○議長（大泉 治君） 町長。

○町長（遠藤 稔君） 本当に大変な決断する時期に来ているのかなと思っておりますけれども、まず、いつも災害等鑑みまして、私は楽をしたいからまず来ないという全面否定していました。ところが、そう考えますとき

に、必ず災害は来るというもう一方の考えを持っていました。その時に対応できている部分と対応できていなかった部分あるとどのような形の中で違ってくるかといいますと、やはり津波のときの物すごい被害を目の当たりに見て、多くの死傷者が出た中でありまして、何らかの対応をしていると紙一重で命というのは助かったり、あるいは助からなかったりするものだなというのは実感しておりますので、そういったようなことも踏まえながら、やはりお金があればすぐにやりたいんですけども、そのこともありますので、どの方面からどのような形の中で進めていくかということを考えながら進めていきたいと思っています。

特に、水の問題とか、食料のそのものの供給とかと考えると、先ほど質問者が言ったように、例えば石坂集会所、あそこではたしか水害のときに住民が炊き出しをして、ご飯あるいは水を賄っていただいたことも自身見ております。

そういった中で、まずはそういったようなところで少しでも環境整備していくのも一つの手だろうと思いますけれども、やはり体育館となりますと、かなり大がかりなものでなければエアコンの役目は果たさないと考えております。ですから、様々なイベント等々があると、臨時のエアコンを設置して、そしてそのイベントを乗り切るとというのが一般的な手法のように見ておりますけれども、それが町として可能なものなのか、もし可能でなければそういったようなとき、やはり災害ですから、涌谷だけではないということも考えられますので、多分難しいかなと思います。

そういった中で、どこをどのような形の中で整備していくと。例えば、体育館というものを全部そのまま対応するというのは難しくても、今までの避難の在り方で避難所として利用していただいたから、人数なんかも見ながらだったら、まずはその場所から先ほど質問者が言ったような、様々な事業を取り入れてできるものはないのかなということなど検討させていただきたいと思っていますので、そういったようなことは、すぐに検討、走りながら考えなければならぬ災害対応でございますので、質問者もせっかく様々な事業を調べていただいておりますので、いろいろそういったようなときには、相談に乗っていただいて、できるだけお金の少ない中でも効率のよい対応ができるかを相談させていただきたいなと思っています。

現在のところは、その程度の答弁しか持ち合わせておりません。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） いろいろ総合的研究、検討していただければと思います。

二つ目の国保税、介護保険料の減免につきましてお聴きしたいと思います。

一つ目、国民健康保険税には、現在法定減免、申請減免ございますが、それぞれ涌谷町はどのような状況か、どういう取組を行っているのかお聴きいたします。

二つ目であります。同じように、介護保険料につきましても、この減免について、涌谷町の取組はどうなっているのか伺ってまいります。

3点目であります。国民健康保険法第44条がございますが、市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者が保健医療機関、病院にですね、一部負担金を支払うことが困難な場合の措置について規定しているものであります。

これには、一部負担金の減額、一部負担金の支払いの免除、一部負担金の徴収猶予を定めたものであります。これに基づき、一部負担金減免の、町は要綱だと思いましたが、減免制度を定めております。なかなか周知さ

れていないと私は思っております。

実績がありませんので、住民への周知についての考えはどのようなものかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） 質問項目2の国保税、介護保険料減免の考えはということでございますが、その1点目の国保税の法定減免、それから申請減免について、町の取組はというご質問でございます。この件に関しまして、また2点目もございますけれども、この中で質問者がどのような町としての政策を求めているか、どうしても技術的な部分の対応、取組に対しては申し上げますけれども、政治的な取組というのは、ちょっと読み取れませんでしたので、この点につきましては、担当課のほうでの答弁とさせていただきたいと思えます。

初めに、1点目の国保税の法定減免、申請減免について町の取組はということのご質問でございますが、初めに、法定減免については、保険税の額を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る場合において、被保険者応益割額、均等割あるいは平等割でございますが、の7割、5割、又は2割を軽減する制度でありまして、被保険者の申請は不要となります。

令和5年度の実績は7割軽減対象者が1,182人で全体の31%、5割軽減では750人で約20%、2割軽減では579人で約15%となり、軽減額合計では約6,300万円になっております。

なお、軽減相当額につきましては、公費で財政支援されております。

次に、申請が必要な減免につきましては、条例及び減免規則に基づきまして、被保険者が災害で被害を受けたときや失業あるいは疾病などの理由で所得が著しく減少し、納付が困難になった方は、申請により保険税の減免を受けられる場合がございます。

令和5年度の実績でございますが、所得減少による減免は3件で、減免額は51万6,000円、また、刑事施設入所者による減免が1件で、減免額は3万7,800円になります。

災害減免につきましては、実績がございませんでした。

2点目の介護保険料における減免制度について、町の取組はとの質問でございますが、介護保険料の減免につきましては、国民健康保険税と同様で、条例及び減免規則に基づき、被保険者が災害で被害を受けたときや失業、疾病などの事由で所得が著しく減少し、納付が困難になった方は、申請により保険料の減免を受けられる場合がございます。

令和5年度の実績でございますけれども、災害及び所得減少による減免はございませんでした。

また、介護保険料につきましては、所得が低い層、第1段階から第3段階までの被保険者に対しましては、保険料を軽減する制度になっております。

保険料見直し前の令和5年度の実績になりますが、第1段階対象者は932人で、全体の約16%、第2段階では499人で約9%、第3段階では471人で約8%となり、軽減合計では約2,400万円になっております。

なお、軽減相当額につきましては、国民健康保険税と同様に、公費で財政支援をされております。

減免及び軽減制度に関しましては、事由とする判定基準等が分かりにくいところもございますので、被保険者に対しては、納付通知書の発行時やホームページ等で分かりやすく、継続的に周知してまいります。

3点目の国民健康保険法第44条における一部負担金減免の住民周知の方法はとの質問でございますが、国民健

康保険法第44条の一部負担金の減免につきましては、災害が事業の休廃止、失業などによって収入が著しく減少し、医療機関等に支払う一部負担金の支払いが困難な場合に徴収を猶予減免できる制度で、涌谷町では国民健康保険給付規則第7条に定めているところでございます。

この減免制度につきましては、ホームページ上に掲載し、具体的な申請基準につきましては、広報での掲載を予定しております。

以上、杉浦議員に対しての答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では、国保の減免について、法定減免は自動的に減免されていますが、やはり申請減免ですと、数が少なくなるという状況にあると思います。

涌谷町国民健康保険税減免規則に減免申請書の様式がありますけれども、ホームページというか、これは例規集の中にも入っていますが、やはりこれからこの景気ですから、なかなか所得金額が10分の3以下に減少した場合、該当する方いろいろあります。

また、納税義務者がこれは農作物の減収によって損失金額が出てくるという規定もあります。

冷害だとか干ばつとか、風水害、これからいろいろ想定される部分があるかと思えますけれども、これは前年の所得によって減免されるという規定であります。

その点では、申請減免が実際に申請されないのは何か理由があるかと思うんですけれども、当町ではどのようなことをお考えかお伺いします。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） 先ほど町長が答弁したとおり、申請減免につきましては、申請件数が少ないというふうなところでございますが、基本的に所得減少とか、あとは災害等につきましては、どうしてもその状況に応じての減免というような形になりますのでどうしても申請が必要になってくるということになります。

申請数が少ないということは、こちらの担当課といたしましても周知が足りなかったのかということになってきますけれども、今現在の周知方法といたしましては、ホームページ、あとはこちらの税サイドですと、納入通知書ですかね。そちらのほうを発行する際にチラシを入れて周知を図っているところではございますが、若干そういった周知方法がちょっと足りなかったのかというのがちょっと分かりませんが、引き続きそういった周知しながら、被保険者が負担にならないような形で進めていきたいとは考えております。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） その件では、申請する件数が少ないというのと、国保の加入世帯にちょっとお聞きしたいのは、その令和5年度でも構いませんが、いわゆる滞納されている世帯はどのくらいあるのかというのがやはり大事な点だと思うんですね。

申請するケースが少ないんだけど、滞納されていると。悪質だといっても、もしかしたらあるのかもしれませんが、まず数字的なものですが、滞納世帯どのくらいあるのかお聞きします。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） 国民健康保険は、世帯主課税ということなので、世帯数でよろしいですかね。

滞納世帯数になりますけれども、過去3年間の状況を見ますと、令和3年が171世帯、令和4年が161世帯、令

和5年につきましては、144世帯ということになりまして、年々減少傾向ということになっております。

ただ、滞納繰越分の未済額につきましては、令和5年度は若干微増というような形になっているところでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） やはり100ほどの、100以上ですけれども、160、そういう世帯の方、そのほかに家族の世帯の構成数もあるんだと思うんですけれども、そういった点では、やっぱり申請減免ができるような世帯全てが悪質な滞納ではないと思うんですけれども、そういった点で、そういう世帯に対しての申請を促すというのは一つの手だと思うんですが、そういう考えはないのか伺います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） 低所得者に対するその減免申請の周知方法ということになりますけれども、こちらのほうにつきましては、仮にどうしても税金が納めることが難しいということであれば、当然納税相談の段階でそういった減免がありますよということで、周知はしていきたいと考えておりますが、やはり、あと申請制度ということもございますので、周知方法といたしましては、あとはやっぱりホームページ等、あと納入通知書、そこでの周知方法しかないのかなというところでございます。

ただ、あと広報等でもそういった周知方法もございますので、それは今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） そういった点では、なかなか大変ですけれども、介護保険料につきましてですが、涌谷町介護保険料軽減等規則というのがあります。先ほど答弁にもありました。そういった点では、これも申請減免、申請が大事だと思うんですけれども、滞納されている人はどのぐらいいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 税務課長。

○税務課長（木村 治君） 介護保険料の滞納世帯数というか、人数という形になりますが、人数で報告させていただきたいと思います。

介護保険料の滞納者の人数になりますと、過去3年間で令和3年が34人、令和4年が37人、令和5年が34人ということで、大体同数程度ということになっているところでございます。

ただ、国保と同様なんですけれども、滞納繰越未済額については、令和5年度は若干ちょっと微増になっているというようなところでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） では最後、生活保護基準が分からないというのが国保の44条だと思うんですけれども、その点では、何か考えがあるのか、最後にお聞きいたします。

○議長（大泉 治君） 健康課長。

○健康課長（徳山裕行君） 国民健康保険法の第44条に係る一部負担金の減免の周知方法ということでしたが、町長が答弁のとおり、そのホームページ、あと広報等に載せるというふうな形を考えておりますが、そのほかに、

国保加入者や介護保険の65歳以上の方への保険証の交付の際に、減免の内容が記載されているものを送付するなど、そちらのほうを検討していこうというふうに考えておりました。

以上です。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦労さまでございました。

休憩します。再開は2時15分といたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

一般質問を続けます。

3番黒澤 朗君、一般質問席へ登壇願います。

〔3番 黒澤 朗君登壇〕

○3番（黒澤 朗君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

昨年令和5年11月1日をもって財政再建を果たし、非常事態宣言を解除したに導いたことは誠に評価するところでございます。

まず一つ目の質問といたしまして、このような中、コロナ禍の影響を受けていると思われる医療センター内の老健施設の今後の方向性について伺いたいと思います。

要旨1といたしまして、老健会計の財政状況が悪化しているようだが、今後老健施設をどのように維持していくのかを一つ目の質問といたします。お願いいたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、質問項目1の今後の老健施設の方向性についてということでございます。老健会計の財政状況が悪化しているようだが、今後老健施設をどのように維持していくかのご質問でございます。

老人保健施設につきましては、利用者の減あるいは費用の増により大変厳しい経営状況となっております。皆様にご心配をかけているところでもございます。現在経営改善に向けた取組として、コンサルティング会社など、外部有識者のアドバイスを受けながら、収入の確保及び費用の削減の手法を模索しているところでございます。

また、地域包括ケアシステムの更なる推進、深化を図るため、町民医療福祉センター内に将来の高齢社会の医療サービス供給の在り方を検討するプロジェクトを立ち上げており、老人保健施設の在り方についてもこのプロジェクトで検討しているところでございます。

素案がまとまり次第、議会の皆様に報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 公設の老人施設が赤字になる主な理由といたしましては、利用率の低下、多くの施設が利用率が低下しており、収入が減少しております。例えば、2023年の調査におきましては、施設の平均稼働率が86.2%で、94%を超えないと経営が厳しいとされております。

また、二つ目といたしまして、人件費の増加、介護職の賃金が他の業界に比べて低いため、離職率が高く、結果として人件費が増加してしまいます。また、介護職員の確保が難しくなっていることも影響していると思われます。

三つ目といたしまして、経費の増加、水道料、光熱費、その辺も圧迫の材料となっております。

そういう中で、コンサルタント会社のほうから様々な指導を現在受けているわけですが、今後の重点的にどのような改善策がコンサルタント会社のほうから示されているのか。その辺はどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 病院総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） コンサルタントの現状というお話ですが、今町長の答弁にもありましたように、今老健施設の在り方などについてコンサルタントを委託して分析を行っているところでございます。

その中間報告なり、報告についてはまだというふうな状況ですので、その結果を見ながら、その分析を受けまして検討を重ねてまいりたいというふうな状況でございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 今後老健施設の収支改善のために努めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問2のほうに移らせていただきます。

第5次総合計画、後期計画、あと涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と、今後の方向性について、達成状況や課題についてお聞きしたいと思います。

要旨1といたしまして、学校教育の充実に関して、学力向上施策の進捗状況及び将来に向けた町内小学校の設備について、今後方向性をお聞きしたいと思います。

二つ目といたしまして、要旨2といたしまして、達成状況や課題について、計画に掲げられている住宅施策の整備については、特に町営住宅の今後の方向性について、町に見解をお伺いしたいと思います。

要旨3といたしまして、次期計画への取組について、町長として時期計画にどのように取り組む予定か。また、今後の涌谷町の展望についてどのように考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 教育長、登壇願います。

〔教育委員会教育長 柴 有司君登壇〕

○教育委員会教育長（柴 有司君） 3番黒澤議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の学校教育の充実に関して、学力向上施策の進捗状況及び将来に向けた町内小中学校施設の整備について、今後の方向性及び考えをお聞きしたいとのお質問でございます。

まず、学力向上施策の進捗状況でございますが、第5次涌谷町総合計画後期基本計画に掲げております10の事業のうち、学ぶ意欲を高める授業の実践や個別指導や少人数指導、児童生徒の個性や能力に応じた教育の推進

など、7項目の事業につきましては、各学校において宮城県北部教育事務所などの指導を仰ぎながら実践し、事業の充実や学力の向上に取り組んでいるところでございます。

本教育委員会の取組といたしましては、宮城県総合教育センター主催の教育委員会との連携による学校サポート事業を令和4年度から継続して実施しております。先生方の授業における指導力の向上を図っているほか、夏休み、冬休みの児童生徒の学習支援事業として、パワーアップ教室を継続して実施し、児童生徒の自ら学ぶ力の向上を推進しているところでございます。

そのほか、総合計画に位置づけております学校不適応対策の充実につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、心のケアハウスコンパスでの学習支援、また、昨年度から実施しております「魅力ある・行きたくなる学校づくり」サポート事業を継続して実施し、取り組んでいるところでございます。

次に、将来に向けた町内小中学校施設の整備についての方向性及び考え方はとのご質問ですが、現在町立幼稚園の再編について、適正化検討委員会を設置し検討を進めております。小中学校の再編及び施設整備につきましても、施設の老朽化や児童生徒数の減少が進んでおりますことから、幼稚園の再編と並行して検討を進めていきたいと考えております。

ただし、小中学校の再編及び施設整備につきましては、三つの小学校の統廃合や小中一貫校などの検討、また、校舎を新設するとなった場合には、建設場所の検討など、様々な角度からの検討が必要となりますことから、当町の児童生徒にとって将来どのような学校形態がよいのか、まずは教育委員会で十分検討し、最終的には町長の判断とはなりますが、その方向性や再編時期につきまして、町部局と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上、黒澤議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 町長、登壇願います。

〔町長 遠藤積雄君登壇〕

○町長（遠藤積雄君） それでは、黒澤議員質問項目2の第5次総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況と今後の方向性について、達成状況や課題について問うという中での達成状況や課題について、計画に掲げられている住宅地の整備について、特に町営住宅の今後の方向性について町の見解を伺いたいとのご質問でございますが、町営住宅につきましては、令和6年8月1現在で管理戸数は6団地292戸となっております。

そのうち耐用年数を経過しております淡島住宅及び一本柳住宅におきましては、新たな入居者を募集せず、空き部屋96戸を政策空き家としているところでございます。

この二つの住宅につきましては、将来的に用途廃止となる予定でございます。

現在は具体的な事業計画もないことから、入居者が生活している限りは一定の生活水準を確保するため、維持管理をしなければならないと考えております。

また、八雲住宅につきましては、平成30年度の策定した涌谷町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐久性の向上と予防保全の観点から外壁改修工事を進めており、適切な住宅ストック維持を図っているところでございます。

当面町営住宅の建て替え事業は実施しない方向でございますが、今後も引き続き既存住宅の適正な維持管理を図り、住宅困窮者への安定供給に努めてまいります。

3点目の次期計画への取組についてでございます。町として次期計画をどのように取り組む予定か。また、今後の涌谷町の展望についてどのように考えているかの点から伺いたいとのご質問でございますが、議員ご案内のように、現在の総合計画につきましては、終期が令和7年度となっていることから、令和6年度、7年度の2か年で次期計画の第6次涌谷町総合計画を策定することとし、現在策定に向け事業を進めているところでございます。

策定に当たっては様々な方からご意見などを頂戴し、頂戴したご意見などを踏まえ、政策等を定めていくこととしておりますので、現時点で具体的な政策についてお答えする段階ではございませんが、持続可能な涌谷町の実現のために、子育て支援策や移住定住策の促進を図りつつ、町民が愛着と誇りを持つことができるまちづくりの視点が必要と考えております。

そのためにも、総合計画においてしっかりと将来展望等をお示しし、町民の皆様をはじめ町外にお住まいになられながらも涌谷町を応援していただいている方々と我が町涌谷を盛り上げてまいりたいと考えておりますので、議員皆様の更なるご協力をお願い申し上げまして、3番黒澤議員への答弁といたします。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） まず、要旨1の学校教育の充実に関してでございますけれども、学力向上施策の進捗状況を報告いただいたわけでございますが、教育長のほうから受けたわけではございますが、令和4年度の9月議会においても同じ質問させていただき、令和4年度に行われました全国学力状況調査の結果を教育長のほうからご報告いただきました。

今年度においては、学サポなどの導入により、様々な施策を行ってきたわけではございますが、2年たった今、現在学力向上施策においての何か変化はございましたか、お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育委員会教育長（柴 有司君） 学力向上施策の変化というのは、具体的にちょっと質問の意図が分からなかったもので、もう一回説明していただければよろしいですか。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 平たく言えば、学力は向上したのか、変わらないのか。先日教育長から報告を受けたところによりますと、小学校6年生によりますと、国語、算数、理科、いずれも県平均を下回ったと。中学校におきまして、3学年におきましては、国語は県並み、数学はやや劣る。理科においては平均並みのようなご報告でした。私たちの学力状況調査におきましては、平成31年度に教育委員会から示された資料しかございません。

この平成31年度から今まで2年間学サポなどをいろいろ利用して、教育に力を入れてきたんですけれども、その辺で生徒たちの変化というか、そういう結果というか、成果についてお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 教育長。

○教育委員会教育長（柴 有司君） 学習状況調査、学調と言われているものについては、令和4年度に受けた子供がまた今年受けているわけではないので、単純に比較はできません。

ただ、傾向として見えるということで話させていただきますと、例えば昨年の涌谷中学校の国語で言いますと、

県平均とほぼ同等と言ってもいいくらいの状況です。

ただ、今年度はといいますと、今年度は平均を下回っております。というふうに、その年の調査において、平均、半分ですので、半分の小中学校は平均より下になるわけですので、平均値という、あまり実態のないものでそこより上回った、下回ったという見方をあまり教育委員会ではしていません。

むしろ、個々の子供たちがどの部分でつまづいていたのかという、あるいは学校としてここはあまり身につけていないのではないかというような部分をスクリーニングというか、見まして、それを学習指導に役立てるとう、そういうふうな捉えをしている調査でございます。

そういう意味で言いますと、この取組によって子供たちの意識が変わったというよりは、先生方の意識が変わったということは、確実に感じています。

今年度は、特に1回目の研修会を全小中学校の先生方に集まっていただいて、公民館で中学校の授業を全体で見て、その後講話を聞くということで、先日はその話を受けて、涌谷第一小学校でやはり授業提供したという形で、先生方が小中の枠を超えて共に学ぼうという、涌谷の子供たちのために指導していこうという、そういう機運は確実に高まっているかなというふうに感じております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） そういった意味では、涌谷町内の先生たちが義務教育課程において、小中の子供たちの今の現状を共有するという事は誠によろしいことだなと感じるところでございます。

またちょっと質問は変わるんですけども、今後教育委員会、教育者、父兄の皆さん一丸となって涌谷町の小中学校の学力向上に努め、見守っていくところを希望とするところでございます。

また、今年から部活動が地域に返すと、以前の議会で発言をされておりましたが、今後のタイムラインについては、どのようになっているのかお聞きしたいということです。

隣の美里町におきましては、9月26日に美里町学校部活動地域移行セミナーが県から担当課が来て、町内のその関係者、父兄の皆さんに説明する会を催すようでございますが、当町においては、そういうのを開催するのか、今後の話を聴きたいと思えます。

○議長（大泉 治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部雅裕君） ただいまの質問にお答えいたします。中学校の部活の地域移行につきましては、生涯学習課、そして教育総務課、そして教育長と検討を重ねておまして、今考えておりますのは、令和8年度に完全移行を目指そうと。そして、協議会開くかどうかというのは、ちょっとまだ検討段階でおまして、実際一部の種目につきましては、地域移行のような形の体制を取っておりますので、できるものから進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 部活動に対していろいろ不備が出ないような形で今後進めていただきたいと思えます。

様々部活動の競技によっては、人が集まらなかったり、いろいろ休んでいたりとか、合同チームになったりとか、いろいろな部分もあります。

そういう学生にとっての寄り添う形の町の施策であってほしいと思えます。

次に、次の将来に向けた町内小中学校の施設整備についてであります。先般行われました全議員協議会の中で、涌谷町公共施設等総合管理基金条例（案）になっていると思うんですけども、において示されたと理解しておりますが、町内施設管理について、基金の目標額、期限なども示されていないので、その辺をお聴きしたいのではございますけれども、今後出てくる案件なので、この辺は割愛させていただきたいと思います。

今後町民の方々、父兄の方々、学校関係者の方々、地域皆さんにも丁寧な説明が重要になってくるものと思われまますが、もちろんこのことに一番大切なのは、涌谷の子供たちのことです。町民みんなで知恵を絞って、いい方向に進んでいくように期待しますが、期待するところではございますが、町長の所感をお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗議員、今のは小中学校施設整備についてですか。当然割愛させていただきますと申し上げたことは、完全に通告外の質問ですので、当然割愛させていただきます。

それでは、要旨2の部分について、（発言あり）今の答弁要らない。（発言あり）分かりました。

3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 次に、要旨2に移ります。

計画の達成状況や課題について計画が掲げられている住宅整備でございますけれども、特に、町営住宅の今後の方向性について、町の見解を聴きたいと思います。

昨年からは株式会社ウェルファムフーズ様の操業開始や大衡、大和町方面におきましては、大規模な工場が建設が始まっているところで、ニュースで県内をにぎわせております。

そんな中、近隣町村の地価価格も高騰しているそうです。一方では、淡島、一本柳住宅を政策空き家としておりますが、そういう方たちに向けて、通勤通学の1時間圏内に、地価の安い当町に住宅を持っていただければ、人口激減対策の対応にできる数少ない町にとっての宝の場所と言えるのではないのでしょうか。

昔陸運事務所の支所が開設の打診があったということも町民の方から聴いております。私の知り合いも他町から移り住んで20数年、県内様々なところに転勤はあったものの、車さえあれば涌谷町は物すごく便利な町だと申しておられました。

東西は石巻、古川間の間、南北は気仙沼、仙台間の間、国道108号線と346が交わる町でございます。総称すれば、当町は県北の中心の町ではないでしょうか。

今後第6次総合計画をつくるに当たり、宅地造成の計画を盛り込む考えはあるのかお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えさせていただきます。

第6次総合計画につきましては、現在策定しております。この中で重要施策等盛り込んでいくことにはなりますけれども、内容については今精査中でございますので、固まり次第ご報告させていただきます。

○議長（大泉 治君） 課長、併せて宅地造成する考えがあるのかという部分もありましたので、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 企画財政課。

宅地造成につきましても、第6次総合計画の中でするのかどうかは新たに計画をつくってやるのかにつきましては、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 町長の当初の施政方針におきましても、主要事業の4ページで述べられておりますが、第5次涌谷町総合計画が終了することで、令和6年、7年の2年で第6次の政策を進めるとあり、涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略を見直し、行政、町民、地域、団体、企業など、町全体で次世代につなげるまちづくりに取り組むと申されております。

今後どこまで進めるのか分かりませんが、担当課にどんな指示を出したのか。担当課は、今年度も半年が過ぎて、どの程度進んでいるのかお聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 3番、通告については、町営住宅、それから、住宅宅地の整備……、3番に入ったの。言ってもらわないと、3番に入ったって。

企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、総合計画の進捗状況ということで説明させていただきます。

先日総合計画については、プロポーザルで業者のほう決定いたしまして、契約、そして打合せのほう始めたところでございます。

それで、今年度につきましては、町民へのアンケート調査及び高校生から22歳までの若い方々のワールドカフェというか、そういった感じの座談会を3回ぐらい開いて、若い方々の意見を聴取するというところにまで考えているところです。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 前回の施政方針の20ページに、結びとして、プロジェクトチームによる各種事業を推進しますとありますが、どんなチームをつくって何を推進させるのかお尋ねします。

既に半期が過ぎているわけですけども、何か検討されたのか質問いたします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

プロジェクトチームにつきましては、現在進行しております、町内各課から若いというか、若い職員の方々を選び、11名ほど選び、プロジェクトチーム会合を持っているところでございます。

議題といたしましては、町長からもあるとおり、少子高齢化あるいは人口減少に歯止めをかけるというところで、自由に論議を重ねているところで、最終的にプロジェクトチームから提案していただき、何か事業ができればいいなと思っているところでございます。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 次世代の職員から将来の町の姿を活発に議論していただいて、今後の方向性、計画をつくっていただきたいと思います。

ここ数年で人口自然減と他の自治体への流出により、急激に減少している減少率は県内でも極めて高い自治体となっております。一部の報道におきましては、近未来推定人口は7,000人台とされ、消滅可能性がある自治体と指摘されております。

人口減少は、地域社会のあらゆる面で大きな影響を与えていきます。先般開催した町民と議会の懇談会でも多くの町民から危機感と具体的対策の実行を強く要望されました。

今こそ人口減少に歯止めをかけ、町の再生の第一歩に踏み出すときではないでしょうか。

当町では平成28年3月に涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その中で基本目標3項と基本的方向の具体的施策を示しておりますが、これらの進捗状況と結果に対する町としての評価、さらに、今後の取組について、再度お聴きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、お答えいたします。

人口流出というお話いただいたんですが、実は、7月、8月については、転入超過になっております。

ちょっとその辺の分析がまだできておりませんが、若い方から年齢のいった方まで様々でございます。その中では、一部外国籍の方も転入されているという状況になっております。

そういったことを踏まえると、やはり自然減、出生と死亡者差し引いた人数がかなり開いている。そのために人口が減少しているというのが当町の特色じゃないかなということは改めて言えるかと思っております。

その辺を踏まえながら、やはり第6次総合計画の中ではそういった計画を入れ込みながら、またあとは、できれば若い人たちの意見を取り入れながら、総合計画については策定していきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 最後に、今後において、残りの第5次涌谷後期総合計画と涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略をさらに推進していただきまして、約1万4,370人の町民の福祉向上のため、町長におかれましては、計画の推進、改革の断行に当たっていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 答弁いるの。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 質問者も明確な答えがないと察しております。それだけ私の2回目のテーマは、文句なく人口減少、これをどう対応していくかということでございますので、そのために各方面で事業が展開されていくものと私は思っております。

このような形の中でも、例えばふるさと納税のための返礼品にも使えるようなウェルファムさんの肉とコラボつくった、今商品開発されておりますけれども、そういったようなものの涌谷のアピール、そういったようなものが1点の人口減少対策に対してつながっていくものと、そのように私は想定しておりました。

ですから、総合計画というのは、町長としてはある意味もし私以外の者があった場合は、私自身が入って、公約等々が阻害されては大変だなと私も、実感もありますので、やはり一番大事なのは基本構想、町をどのような方向にどう持っていくかというのが大事なのかなと思っております。

ですから、私はいわゆる財政再建の中で一番感じましたことは、どうしても内向きの町政運営的なことを感じておりましたので、町に対して動きのある町をつくり上げたいなど。動きさえあれば様々な人が関係人口、交流人口の中で人も来ていただきますし、涌谷にもどんどん、全て先ほど教育問題もありましたけれども、インバウンドの方、今オーバーツーリズムとありますけれども、私どもは全然来ていただけませんので、そういったようなことも涌谷を紹介しながら来ていただく。そういったようなときに、きちんと少なくともどこに何があるかぐらい答えられるような涌谷の子供たち、いわゆる英語教育とか、そういったような観光教育、そういったような特徴を生かしながらやっていく。

全てがその動きのある涌谷というものが大事になってくるのかなと。

ですから、そのために、どのようなことであっても取り入れていきたいと。その方向だけはしっかりと定めておりますので、そういった意味におきまして、議員の皆様にもご協力していただきたいと思っております。

今言えるのは、そういったようなことでございます。その動きというのは、もう一回繰り返しますけれども、非常に厳しくても人口減少をどう捉えていくかということでございます。ウェルファムさんが来ることによって様々な移住定住の問題、道路の問題、そして保育の問題、保育も公から民へ移ってどのような効果が出るか。そして、国保病院を生かしたまちづくり、全て動きのある涌谷町というものを目指していきたいと思っておりますので、そのイメージをぜひ共有させていただきたいと思っております。

○議長（大泉 治君） 大変ご苦勞さまでございました。

以上で一般質問を終わります。

人事案件資料配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後2時58分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 再開します。

◇

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、同意第4号 涌谷町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 毅雄君） それでは、同意第4号の提案理由を申し上げます。

涌谷町固定資産評価審査委員会委員大友克裕氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き涌谷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるとでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより同意第4号 涌谷町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、同意第4号 涌谷町固定資産評価審査委員会委員の選任に

については原案のとおり同意することに決しました。



◎諮問第2号及び諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、それから日程第7、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました諮問第2号及び諮問第3号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員松本美由紀氏は、令和6年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦したく、また、新たに土井了寛氏を人権擁護委員として推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の意見を賜りたく、諮問するものでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決しました。



◎報告第13号の上程、説明

○議長（大泉 治君） 日程第8、報告第13号 令和5年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 報告第13号について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

令和5年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため対象となる数値がなく、実質公債費比率は5.8%で早期健全化基準の25%を下回り、将来負担比率におきましては、充当可能財源が将来負担額を上回ったため発生しておりません。

国民健康保険病院事業会計におきましては、資金不足比率は解消いたしました。

そのほか、病院事業会計におきましては、資金不足は発生しておりません。

以上、経営健全化基準の基準内にありますことを申し上げ、報告といたします。

○議長（大泉 治君） 次に、監査委員の審査意見の報告を求めます。城口代表監査委員。

○代表監査委員（城口喜志生君） それでは、意見を申し上げます。

5ページになります。

涌監第25号

令和6年8月30日

涌谷町長 遠藤 稔君

涌谷町監査委員 城口 貴志生

同 佐々木みさ子

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

6ページになります。

令和5年度健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月8日から8月26日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表については省略します。

(2) 個別意見

- ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率においては、赤字比率は計上されていない。
③実質公債費比率においては、早期健全化基準未満である。
④将来負担比率においては、充当可能財源額が将来負担額を上回ったため、算定されなかった。
7ページです。

令和5年度資金不足比率審査意見

1 審査の対象

令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月24日から8月9日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表は省略いたします。

(2) 個別意見

5事業会計全てにおいて、資金不足比率は発生していない。

国民健康保険病院事業会計については、昨年度まで4年連続で資金不足が発生していたが、固定資産の除却当を行ったことにより、解消可能資金不足額が増加し、解消に至った。

以上です。

○議長（大泉 治君） ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時09分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で報告第13号は終了いたしました。



◎報告第14号の上程、説明

○議長（大泉 治君） 日程第9、報告第14号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第14号について申し上げます。

本件は、涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 建設課長以下、順次説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、報告第14号 放棄した債権の報告につきまして、議案書8ページ、9ページをご覧ください。

報告第14号 放棄した債権の報告についてでございます。

涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について、下記調書のとおり放棄したもので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月12日提出 涌谷町長

今回放棄いたしました債権につきましては、複数の課にまたがりまますので、私のほうから説明させていただくものでございます。

今回は、住宅使用料及び水道料金並びに奨学資金の債権に関わるものでございまして、内訳につきましては、8ページ以下の表にありますとおりでございます。

まず8ページ、住宅使用料でございますが、債権放棄の事由といたしまして、条例第14条第3号の消滅時効の完成によるものでございます。

延べ人数で14人、件数につきましては139件、金額の合計で114万500円でございます。

この表には載せておりませんが、実人数では3人となるものでございます。

次の9ページをご覧ください。

水道料金における債権放棄でございます。上段につきましては、債権放棄の事由といたしまして、条例第14条第4号の死亡に該当する者で、延べ人数で2人、件数につきましては5件、合計の金額で1万5,210円となるものでございます。実人数で2人となるものでございます。

下段につきましては、同じく水道料金に係るもので、債権放棄の事由といたしまして、条例第14条第5号の居所不明等に該当するものでございます。延べ人数で6人、件数で20件、金額で12万2,040円でございます。実人数におきましては5人となるものでございます。

続いて10ページ、奨学資金でございます。上段は、消滅事由といたしまして、第14条第2号の破産等に該当するものでございます。延べ人数で8人、件数は84件、合計で36万円となっておりますが、実人数では1人となっております。

下段につきましては、同じく奨学資金における債権放棄で、消滅時効となるものでございます。延べ人数で4人、件数で12件、金額といたしましては24万9,000円で、実人数では2人となるものでございます。

いずれも債権放棄の月日といたしましては、令和6年3月31日となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時27分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（大泉 治君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で報告第14号は終了いたしました

◇

◎散会の宣言

○議長（大泉 治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後3時28分